

## 確 認 事 項

窓口装置で使用する J I S 配列キーボードを配付するにあたって、次の事項を確認する。

1. 現行の 50 音配列キーボードに加え取り替えが容易な J I S 配列キーボードを配付する。
2. キーボードの使用については、操作者の判断による選択とし、一方的に押しつけるものではない。
3. 職業病予防の観点から、45 分操作 15 分休憩、1 日あたり総操作時間、キータッチ数の制限など、覚書を守れる職場体制を確保する。
4. キーボードの変更によってもたらされる入力作業量などの点検や労務管理強化は行わない。
5. この措置によって、入力業務の民間下請化を進めるものではない。
6. 今後とも、オンライン関係についての国費評議会からの要求の実現にむけ、誠意をもって対処する。

以上の点を確認し、J I S 配列キーボードを配付することについて合意する。

平成 8 年 6 月 27 日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

事務局長

## 確 認 事 項

基礎年金番号の通知業務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 庁、業務センターに設置する臨時相談電話をフリーダイヤルとし130台設置する。

なお、設置期間は、1996年12月2日（年金証書送付者用は16日）から1997年3月31日までとする。

2. 基礎年金番号通知時における照会の対応として、人的措置を含め各事務所2台程度の臨時電話を設置する。

なお、全国で600台程度とし、設置期間は、1996年12月から1997年1月31日までとする。

3. 市町村や事業主の協力も必要なことから、県段階で説明会などを開催する場合の必要な経費については措置する。

4. 65才未満に係る年金受給者現況届の活用による適用の適正化対策の実施については、各県の実情に応じて実施する。

5. 基礎年金番号の本格実施（1997年1月以降）に当たって不測の事態や問題が生じた場合は、別途協議する。

1996年10月23日

社会保険庁総務部  
総務課長

自治労国賃評議会  
事務局長

## 確 認 事 項

給与業務のシステム化の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 総務（庶務）課の超過勤務解消など、業務軽減につながること。
2. パソコン操作にあたっては、「覚書・具体的確認事項」遵守を基本とすること。
3. プライバシー保護については、万全の措置を講ずること。
4. 人事管理には結びつけないこと。
5. 各県段階の合意をもって実施すること。
6. 契約・物品管理業務は、改めて協議すること。

1996年11月22日

社会保障庁総務部  
総務課長  
自治労国費評議会  
事務局長

## 社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項

窓口装置を操作する者の範囲については、「具体的確認事項」（昭和54年5月12日）及び「社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項」（昭和62年7月2日）において、社会保険相談員のうち、長期にわたり社会保険の職員としての経歴を有する者の中から、社会保険事務所長が適当と認めた者で本人の同意を得た者は、被保険者等の相談業務に関する記録の照写・出力に限って、窓口装置を操作することができるとしてきたが、その対象業務について、適用拡大や事務指導、収納対策、レセプト業務などに対応するための社会保険相談員等（社会保険適用指導員・レセプト点検調査員・社会保険相談専門員・国民年金事務指導員・国民年金保険料収納指導員・年金相談指導員）が新たに配置されている実態にあることから、取り扱いは次によるものとする。

1. 操作の対象業務は、適用・徴収業務及び相談業務、レセプト点検業務等に関する記録の照写・出力に限るものとする。
2. 操作に際して使用する磁気カードは、社会保険相談員等を単位として作成、配付することとする。
3. 窓口装置の操作を行う社会保険相談員等については、一般職員と同様「具体的確認事項」を適用することとする。
4. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
5. この取り扱いについて問題が生じたときは、その都度協議することとする。

1997年1月10日  
社会保険庁総務部  
総務課長  
自治労国賛評議会  
事務局長

## 確 認 事 項

基礎年金番号の本格実施に伴う繁忙期対策にあたって、次の事項を確認する。

1. 基礎年金番号通知時における照会の対応として、各事務所に設置した臨時電話については、引き続き設置する。
2. 97年度の事業計画の抜本的な見直しについては、事業運営通知と合わせて改めて協議する。
3. 基礎年金番号の実施に伴って配置した謝金職員の平成10年度以降の配置については、平成9年度末の早い時期に改めて協議する。
4. 原則として被保険者数1,000人以上の組合管掌事業所のパンチ委託については、4月及び5月の繁忙期対策として実施するものである。  
また、謝金職員については、各都道府県1名以上とし、全国127名を業務量に応じて配分する。
5. 4月から実施する国民年金の勧奨業務については、職員の負担とならないよう、勧奨状の封入及び発送等について、全て賃金職員の対応としその必要経費を措置する。  
また、照会業務の対応として、勧奨状の照会先について、「年金電話番」を活用する。
6. 上記の他、各県での独自の繁忙期対策については尊重し、経費の措置に努める。
7. 基礎年金番号の業務処理方法(要領・システム等)の見直しを早急に対処する。
8. 繁忙期の対応において問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年1月29日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賛評議会

事務局長

高医療費地域の指定の見直しにあたっての確認事項

高医療費地域の指定の見直しに伴うレセプト点検調査員の配置及び事業内容の見直しにあたって、次のとおり確認する。

1. 新たに指定された事務所は、レセプト点検調査員が確保された時点から事業を実施する。
2. 指定取消となった事務所においても、平成9年度に限りレセプト点検調査員を継続配置することとする。  
なお、平成10年度以降のレセプト点検調査員の継続配置については、県の実情を踏まえ別途協議する。
3. 事業内容の見直しに伴い、点検の件数や点検内容など各県の実情に応じて実施する  
あるが、指導を強化するものではない。
4. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
5. この取り扱いについて問題が生じたときは、その都度協議することとする。

1997年4月18日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賛評議会

事務局長

## 確 認 事 項

基礎年金番号の本格実施に伴い発生した滞留分の届書の処理及び4月・5月の繁忙期対策としての業務処理にあたって、次の事項を確認する。

1. 年金相談サービスセンター等を活用した「代行処理」については、滞留した届書処理及び4月・5月の繁忙期対策として限定したものであり、これまでの確認事項（①オンライン端末機導入時の「具体的確認事項」、②「社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項」、③年金サービスセンター設置時の「確認事項」）を変更するものではない。
2. 「代行処理」にあたっては、プライバシー保護に万全を期すこと。
3. 「代行処理」の期間については、滞留している届書の処理及び繁忙対策として、6月末までの期間とすること。
4. 「代行処理」の実施にあたっては、各県段階で十分協議すること。
5. 繁忙期の対応において問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年4月21日

社会保険庁総務部  
総務課長  
自治労国賛評議会  
事務局長

健康保険法改正にともなう業務対応にあたっての確認事項

「医療保険制度改革に伴う高額療養費の支給事務について」の業務対応にあたって、次のとおり確認する。

1. 高額療養費の支給事務が倍増することから、職員の労働強化とならないよう配慮する。
2. 再審査請求業務などの見直しが、高額療養費支給事務の担当課と必ずしも連動しないことから、引き続き業務の簡素化を図る。
3. 法改正業務に必要な経費は措置する。
4. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
5. 問題が生じたときは、その都度協議する。

1997年8月13日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国費評議会

事務局長

## 確 認 事 項

健康保険証の更新業務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. 証更新については、扶養調書を省略し、住所出力はしない。
2. 新規適用・資格取得・再交付などの新証への切替は、平成9年11月1日からとする。
3. 賃金職員の配置及び、社労士の活用によって職員の負担軽減を図ることとともに、必要な経費は措置する。
4. 健康管理を目的とした健康管理器具の経費を各事務所へ配布する。
5. 引き続き、職員の労働強化とならないよう業務の簡素化、見直しを図る。
6. 国民年金勧奨業務については、平成10年4月からの実施とする。
7. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
8. 問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年9月1日

社会保険庁総務部  
総務課長  
自治労国賛評議会  
事務局長

## 確 認 事 項

レセプト開示請求業務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. レセプト開示請求に係る申し入れの回答（平成9年8月19日及び10月16日付）を尊重する。
2. レセプト開示請求の実施にあたって、必要な経費は措置する。
3. プライバシーの保護に万全を期す。
4. 不開示、不存在、遅延などの回答（お知らせ・通知）に対しトラブルが予想されるところから、回答業務及び回答に対する照会業務については、管理次長（管理次長がいないところは管理職）が対応する。
5. 引き続き、職員の労働強化とならないよう業務の簡素化、見直しを図る。
6. 実施段階で変更及び確認が必要なものは、別途協議する。
7. 実施にあたっては、各県段階で十分協議する。
8. 問題が生じた場合は、別途協議する。

1997年10月27日

社会保険庁総務部  
総務課長  
自治労国賛評議会  
事務局長

## 確 認 事 項

レセプト点検一括集中処理方式のモデル実施にあたって、次の事項を確認する。

1. モデル実施については、各県の労使合意を前提とし、モデル実施県の選定については、中央段階（府と国費評議会）の労使合意を基本とする。
2. モデル実施にあたっては、これまでの申し入れに対する回答（1月6日及び12日）を尊重する。
3. モデル実施にあたり、必要な経費は措置する。
4. レセプト点検調査員（Aランク）は、定年退職者も対象とし確保する。
5. 处遇改善及び業務の簡素化については、引き続き努力する。
6. 本格実施にあたっては、モデル実施の結果を踏まえ別途協議する。
7. モデル実施にあたり、問題が生じた場合は、その都度協議する。

1998年1月14日

社会保険庁総務部  
総務課長  
自治労国費評議会  
事務局長

## 確 認 事 項

熊本県八代市における医療保険カード（ICカード）の第2次実験実施にあたって、次のとおり確認する。

1. これまでの交渉経過を尊重すること。  
(94年12月16日の確認事項及び98年2月2日の申し入れに対する98年2月10日の回答など、これまでの交渉経過を尊重すること)
2. プライバシーの保護については、引き続き万全を期すこと。  
(第2次実験実施の内容が一部変更になることから、プライバシー問題が生じないよう対応すること)
3. 職員の労働強化にならないよう十分配慮すること。  
(第2次実験実施にあたり、職員に負担をかけないよう相談員を増員し、当該期間中2名を手当てる)
4. 第2次実験実施の終期については、別途協議すること。
5. 該当県に対して、事前に十分説明すること。  
(第2次実験実施の提案理由及び業務処理手順について、事前に該当県に対して十分説明すること)
6. 該当県の要望を踏まえ、必要な経費は確保すること。
7. 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議すること。  
(第2次実験実施の内容が一部変更になることから、その取り扱いも含め問題が生じた場合は、その都度協議すること)

1998年2月10日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賛評議会

事務局長

## 確 認 事 項

レセプト点検一括集中処理方式のモデル実施県の選定にあたって、次の事項を確認する。

1. モデル実施県の選定にあたっては、モデル期間に問題点把握ができる県を対象とする。
2. モデル実施にあたっては、これまでの申し入れに対する回答（98年1月6日及び12日）及び確認事項（98年1月14日）を尊重する。
3. モデル未実施県について、人事や予算で締めつけは行わない。
4. 本格実施については、モデル実施の問題点を整理のうえ、中央段階での合意に基づき実施する。
5. 各県においても、中央段階での合意を踏まえ、十分協議を行い合意の上実施する。
6. モデル実施期間に問題点等の把握ができない場合は、モデル実施の継続を含め別途協議する。

1998年3月11日

社会保険庁総務部  
総務課長  
自治労国賛評議会  
事務局長

## 確 認 事 項

平成10年度の繁忙期対策として、次の事項を確認する。

1. 基礎年金番号の本格実施に伴って配置した謝金職員について、平成10年度も配置し、平成11年度以降については再度協議する。
2. オンライン給付二次に伴う謝金職員については、平成10年度末まで配置する。  
なお、平成10年度末において新たな業務等が見込まれる場合は、改めて協議する。
3. 不要・不急業務の見直し、業務の簡素化については、引き続き努力する。
4. 悅口装置（液晶画面）の各県への配付については、これまでの配付基準に基づき中央段階の労使合意とする。
5. 4月から実施する国民年金の勧奨業務については、97年1月29日の確認事項（職員の負担とならないよう、勧奨状の封入及び発送等について、全て賃金職員の対応とし、その必要経費を措置する。また、照会業務の対応として、勧奨状の照会先について、「年金電話番」を活用する）を尊重する。
6. 郵便番号の7桁補正に要する費用については、各県の実情に応じて措置する。
7. 上記の他、各県での独自の繁忙期対策については尊重し、経費の措置に努める。
8. 繁忙期の対応において問題が生じた場合は、別途協議する。

1998年3月11日

社会保険庁総務部  
総務課長  
自治労国賛評議会  
事務局長